

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の見直しに係る審議について (案)

1. 背景

近時、化学物質管理をめぐる国際的環境は大きな変化を遂げつつあり、我が国としても国際的に共通の課題に対し、迅速かつ的確に対応することが求められている。

このため、化学物質管理政策の在り方に関し、平成18年より、産業構造審議会及び中央環境審議会において審議が行われてきた(別紙1 審議経緯参照)。我が国の化学物質管理を担う重要な法令として位置付けられるものとして、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)が存在するが、このうち化管法に関しては、同法附則第3条の規定も踏まえ、昨年8月、両審議会において、その制度見直しのための中間取りまとめを終えたところである。

化審法については、同法平成15年改正法附則第6条において「政府は、この法律の施行(平成16年4月1日)後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることから、化学物質管理を取り巻く環境の変化、また、化管法との一体的な運用の可能性の観点も含めて、その制度改正の必要性等についての検討を、化管法に引き続いて進める必要がある。

2. 審議の進め方

化審法の見直しに係る審議は、以下のとおり、3審議会の下に設置される専門委員会・小委員会の合同開催(化審法見直し合同委員会)により進めることとする。

厚生科学審議会	化学物質制度改正検討部会 化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会
産業構造審議会	化学・バイオ部会 化学物質管理企画小委員会
中央環境審議会	環境保健部会 化学物質環境対策小委員会

合同委員会における審議を過不足なくかつ円滑に実施するため、各委員会からメンバー数名を選び、合同のワーキンググループ（化審法見直し合同WG）を開催し、制度の施行状況、課題、対策オプション等についての整理を行うこととする。

厚生科学審議会については、化学物質制度改正検討部会の決定（別紙2）に基づき、化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会の中から委員長が指名する者より構成されるワーキンググループを設置し、そのメンバーが合同WGに参加する。

産業構造審議会については、化学物質管理企画小委員会の議決（別紙3）により、小委員会の下に「化学物質管理・審査制度検討ワーキンググループ」を設置し、そのメンバーが合同WGに参加する。

中央環境審議会については、化学物質環境対策小委員会長の決定（別紙4）により、小委員会の下に化審法見直し分科会を設置し、分科会メンバーが合同WGに参加する。

今後の化学物質管理政策に係る審議の経緯

厚生科学審議会	産業構造審議会	中央環境審議会
<p>平成20年1月 化学物質 制度改正検討部会第1回会 合</p>	<p>平成18年5月 化学・バ イオ部会に化学物質政策基 本問題小委員会設置</p> <p>平成19年3月 小委員会 中間取りまとめ公表（参考 資料1）</p>	<p>平成18年11月 環境大 臣より「今後の環境化学物 質対策の在り方について」 諮問</p> <p>平成18年12月 環境保 健部会に化学物質環境対策 小委員会を設置（第1回会 合の議論の取りまとめにつ いては参考資料3参照）</p>
	<p>平成19年8月 中央環境審議会環境保健部会化学物 質環境対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会 化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討 ワーキンググループ合同会合中間取りまとめ公表（参考 資料2）</p>	

化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会の設置について

平成20年1月15日
厚生科学審議会
化学物質制度改正部会

1. 設置

厚生科学審議会運営規定（平成13年1月19日、厚生科学審議会決定）第8条及び厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会運営細則（平成20年1月15日、化学物質制度改正検討部会長決定）第1条に基づき、化学物質制度改正部会の下に「化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2. 専門委員会の構成

専門委員会は、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から、化学物質の評価、管理等に関し学識経験を有するものとして、部会長が指名するものにより構成する。

3. 専門委員会の検討事項

専門委員会は化学物質の審査及び製造等の規制の見直しに係る専門的事項について調査審議を行うものとする。なお、より詳細な検討を効率よく行うため、専門委員会委員の中から委員長が指名する者より構成されるワーキンググループを設置し、検討できるものとする。

4. その他

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律は、経済産業省及び環境省と共同で所管していることから、本委員会と両省の関係委員会を合同で開催するなど、連携を図りつつ議論を進めるものとする。

その他の専門委員会の運営に必要な事項については、化学物質制度改正検討部会長又は専門委員会委員長が定める。

厚生科学審議会 化学物質制度改正検討部会
化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会
ワーキンググループ委員名簿

(敬称略 五十音順)

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 板倉 ゆか子 | 国民生活センター総務企画部調査役 |
| 井上 達 | 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長 |
| 江馬 眞 | 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター
総合評価研究室長 |
| 篠原 善之 | 社団法人日本化学工業協会環境安全委員会委員長 |
| 西原 力 | 兵庫医療大学薬学部長 |
| 林 眞 | 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験センター
変異遺伝部長 |

産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質管理企画小委員会
化学物質管理・審査制度検討ワーキンググループの設置について（案）

経済産業省製造産業局化学物質管理課

1. 背景

近時、化学物質管理をめぐる国際的環境は大きな変化を遂げつつあり、我が国としても国際的に共通の課題に対し、迅速かつ的確に対応することが求められている。我が国の化学物質管理を担う重要な法令として位置付けられるものとして、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）が存在するが、このうち化管法に関しては、同法附則第3条の規定も踏まえ、本年7月にその制度見直しのための中間取りまとめを終えたところである（経済産業省と環境省の合同審議会による）。

化審法については、同法平成15年改正法附則第6条において「政府は、この法律の施行（平成16年4月1日）後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることから、化学物質管理をとりまく環境の変化、また、化管法との一体的な運用の可能性の観点も含めて、その制度改正の必要性等についての検討を、化管法に引き続いて進める必要がある。

2. 審議事項

化学物質管理・審査制度に関する課題及びその改正の必要性等について 等

3. 検討体制

化審法は、厚生労働省、経済産業省、環境省の共管により施行・運用されていることから、上記見直しについても、3省の関係審議会の合同開催（化審法見直し合同委員会）によって検討を進めることとする。

経済産業省においては、上記検討について既に設置が完了している産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質管理企画小委員会で行うこととしている。

化審法見直し合同委員会のメンバーは3省合わせて40名程度になるが、審議を過不足なくかつ円滑に実施するため、3省合わせて20名程度で構成する合同WG（化審法見直し合同WG）において、制度の施行状況、課題、対策オプション等についての整理を行うこととする。

このため、経済産業省においては、化学物質管理企画小委員会の下に「化学物質管理・審査制度検討WG」（構成委員（案）は（別紙）参照）を設置する。

(別紙)

産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質管理企画小委員会
化学物質管理・審査制度検討ワーキンググループ委員名簿
(案)

(敬称略 五十音順)

- 浅田 聡 日本自動車工業会環境委員会化学物質管理分科会長
- 有田芳子 主婦連合会環境部長
- 北野 大 明治大学大学院理工学研究科応用化学専攻教授
- 北村 卓 化成品工業協会技術委員長
- 実平喜好 電機・電子4団体環境戦略連絡会副議長
- 篠原善之 日本化学工業協会環境安全委員会委員長
- 関澤秀哲 日本鉄鋼連盟環境・エネルギー政策委員会委員長
- 中西準子 産業技術総合研究所化学物質リスク管理研究センター長
- 林 真 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験センター変異遺伝部長

中央環境審議会における化学物質審査規制法の見直しに係る調査審議について
(案)

中央環境審議会環境保健部会
化学物質環境対策小委員長

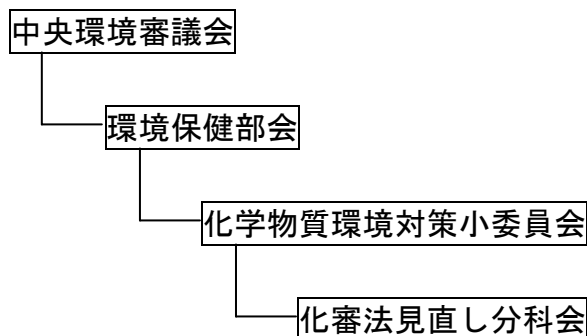
今後の化学物質環境対策の在り方については、平成18年11月24日、中央環境審議会に諮問され、化学物質環境対策小委員会（以下「小委員会」という。）において調査審議を行っている。これまで特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「化管法」という。）の見直しについての検討を進め、平成19年8月24日、中間答申が行われた。中間答申では、今後は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）を中心に審議を行い、化学物質管理政策の新たな方向性を示し、必要に応じて化審法及び化管法の一体的な改正を目指していくべきであるとされたところである。

化審法は厚生労働省、経済産業省及び環境省の共管により施行・運用されており、上記検討についても3省の関係小委員会等の合同開催によって進めることが適切である。この審議を円滑に進めるため、小委員会に化審法見直し分科会を設け、化学物質審査規制制度の施行状況、課題、対策オプション等についての整理を行うこととする。

化審法見直し分科会においては、化学物質環境対策小委員長が議長として議事を整理するとともに、化学物質環境対策小委員長の指名により、小委員会に所属する委員のうち別紙の委員が参画するものとする。

なお、化審法見直し分科会の議事方針については、「中央環境審議会環境保健部会の小委員会及び専門委員会の運営方針について」（平成13年2月9日環境保健部会長決定）に準ずるものとする。

(参考) 中央環境審議会における化審法見直し分科会の位置付け



(別紙)

中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会化審法見直し分科会
委員名簿 (案)

(敬称略 五十音順)

委員	佐藤 洋	東北大学大学院医学系研究科環境保健医学分野教授
	大塚 直	早稲田大学法学部教授
臨時委員	北野 大	明治大学大学院理工学研究科応用化学専攻教授
	篠原 善之	日本化学工業協会環境安全委員会委員長
	白石 寛明	国立環境研究所環境リスク研究センター長
	中杉 修身	上智大学大学院地球環境研究科教授
専門委員	浅田 聡	日本自動車工業会環境委員会化学物質管理分科会長
	有田 芳子	主婦連合会環境部長
	北村 卓	化成品工業協会技術委員長
	中地 重晴	有害化学物質削減ネットワーク理事長
	林 真	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験センター 変異遺伝部長